

ごみ箱に入れる前にちょっと待った！

ざつがみ その雑紙、リサイクルできます！

ざつがみ ＜雑紙として回収できるもの＞

- ・菓子や日用品等の外箱



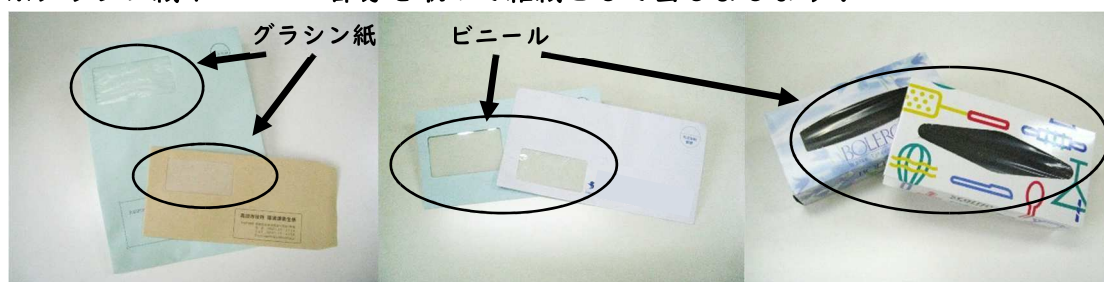
- ・トイレトペーパーの芯、ヨーグルトなどの台紙



※香り付きトイレトペーパーの芯、
ヨーグルトやアイスクリームの紙製容
器は回収できません。
燃えるごみとして捨ててください。

- ・ビニール等を分別する必要があるもの（ビニール付きの封筒など）

※グラシン紙やビニール部分を取って雑紙として出しましょう！



これ以外に包装紙、ハガキ、コピー用紙、カレンダー（金具を除く）などが

ざつがみ
雑紙としてリサイクルできます！

※その他についてはごみ収集カレンダーのP7に
掲載しています。

ざつがみ ＜雑紙として回収できないものの一例＞

- ・防水加工紙（紙皿や紙コップなど）・・・古紙処理過程でうまく分解できないため。
- ・印画紙（写真やインクジェット写真用紙）・・・古紙処理過程でうまく分解できないため。
- ・食品などで汚れた紙（ピザ箱やケーキ箱）・・・汚れ等が混じり、衛生的ではないため。
- ・においのついた紙（洗剤箱や線香箱など）・・・製紙過程でにおいを取り除くのが難しく、
製品ににおいが残ってしまうため。

その他の禁忌品については、公益財団法人古紙再生促進センターがホームページに掲載している
「古紙に出してはいけない！！リサイクルできない紙類」リストを参考にしてください。

ここから見るができます



ざつがみ ＜雑紙の出し方＞

箱状や立体的なものはつぶして平らにしてください。



雑誌がある場合は、雑誌の間に^{ざつがみ}雑紙を挟み、白い紙紐で縛って出してください。

雑誌がない場合は、^{ざつがみ}雑紙を重ね、白い紙紐で縛って出してください。

細々とした^{ざつがみ}雑紙は紙袋にまとめ、中身が出ないように白い紙紐で縛って出してください。



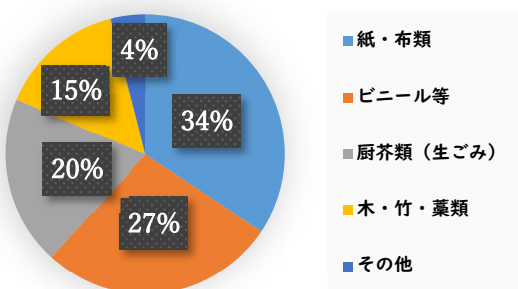
紙に付着しているクリップなどの金属類や
プラスチック類は取り除いてください。



※地区によって古紙類の収集日が異なります。収集日はごみ収集カレンダーのP12～P14をご覧ください。

＜豆知識＞

令和4年度に排出された
燃えるごみの内訳



令和4年度に排出された燃えるごみのうち
リサイクルできる紙・布類は **3割以上** ありました。

古紙や古布は資源としてリサイクルし、
ごみの減量に努めましょう！

＜ごみ減量資源化推進事業奨励金＞

みなさんが地域の集積所に出された古紙類の
重量に応じて、各自治会や町内会に対して
奨励金を交付しています！

（対象地域は島田地区及び金谷地区のみ）

＜古紙等資源集団回収奨励金＞

古紙等資源（古紙類、牛乳パック、アルミ缶）
を集団回収する団体に対して、回収実績に
応じて、奨励金を交付しています！

【問い合わせ先】

島田市役所環境課衛生係
電話番号 0547-35-3744

↓ごみ収集カレンダー

